

**令和5年度 第2回 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会
議事概要**

日 時：令和6（2024）年2月15日（木）13:30～16:50

場 所：オンライン会議

検討委員：

- | | |
|-----------|---|
| 池田 透 | 北海道大学大学院文学研究院 教授 |
| ○石井 実 | 大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長） |
| 磯崎 博司 | 岩手大学 名誉教授 |
| 片岡 友美 | 認定NPO 法人生態工房 理事長 |
| 五箇 公一 | 国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長 |
| 中井 克樹 | 滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員 |
| 早川 泰弘 | 日本植物防疫協会 理事長 |
| 藤原 宣夫 | 大阪公立大学大学院農学研究科 教授 |
| WoW キツネザル | 環境系エンターテイナー |
| 亘 悠哉 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
野生動物研究領域鳥獣生態研究室 主任研究員 |
- （※ 五十音順、敬称略、○は座長）

【議事概要】

(1) 外来種対策をめぐる議論の進展について【報告事項】

＜資料説明＞

- 資料1-1 「生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会」の設置及び令和5年度第1回会議の開催について
- 資料1-2 侵略的外来種に関するG7ワークショップの開催等について

＜意見等＞

- ・特になし。（委員一同）

(2) 構成の見直しについて【検討事項】

＜資料説明＞

- 資料2-1 新行動計画の構成について（案）
- 資料2-2 外来種被害防止行動計画の見直し作業に係るスケジュール

＜意見等＞

- ・新行動計画では抜本的に構成の順序が変わり、内容も減らすとのことだが、作成の過程で現行案との対比ができる形でのチェックは心がけていただきたい。(中井委員)
- ・事業者、土地利用者、管理者とあるが、土地利用者や管理者は国や地方公共団体である場合がある。国や地方公共団体内でも環境部局と農政や河川管理の部局などとの間で温度差がある。そこで、「第2節 各主体の役割と行動」の「1 国、2 地方公共団体」の中に土地管理をしている部局の連携をしっかりと書き込んでいただきたい。(中井委員)
- ・国民にも家族連れや学生等、様々な立ち位置の異なる方がいるので、国民についても解像度を上げていく必要がある。また、最近は個人がメディア化している現状がある。そのなかで、外来種を不適切に扱っていることもある。そのような実情にも留意していただきたい。(WoW キツネザル委員)
- ・6つの行動について、「主要行動」、「基盤行動」という表現に違和感がある。全体で俯瞰するときにはまとめて書かれているのでなんとなく分かるが、本文に出てきた場合には、どう違うのかが分かりにくいと思われる。編集の中で類型化していくうえで、分かりやすい名称を考慮してほしい。(中井委員)
- ・普及啓発について、興味のないものや自分と関わりのないことを理解することは難しい。テレビを見る層ならば、テレビの形、SNS を見る層ならば、SNS の形で説明するなど、情報を届けたい層に合わせた様々な伝え方を工夫する必要がある。(WoW キツネザル委員)

(3) 目標等の見直しについて【検討事項】

<資料説明>

資料3 新行動計画の目的、目標及び役割について

<意見等>

- ・定着していない外来種の定着予防に係る指標について、その分子の部分で、新リストに載っていない未知のものが入ってくる可能性を無視しているのではないか。(藤原委員)
- ・定着した外来種の防除に係る指標について、1) a. は現実的ではない。ほとんどの種は侵入を許してしまった後、拡大を抑えようがないという現実がある。現実的な指標を検討する必要がある。(中井委員)
- ・中井委員の意見に賛成で、昆モ粹組の50%目標に最初から合わせるのではなく、それに近づいていくプロセスを評価するべきだ。たとえば、拡大スピードが任意の範囲でどの程度抑えることができるかなど、逐一どれほど状況が進んだかを確認しながら行動計画を進めていくのが良いだろう。(池田委員)
- ・中井委員の意見に賛成で、現状認識ありきの計画でないと机上の空論となる。一方で、島嶼や侵入初期の外来種など今やれば技術的にも根絶や分布縮小が見込める場所がある中で、それに対して行政が動けていない事例がたくさんある。それを1つ1つ拾って、成果を確実に残すべきだ。(亘委員)
- ・昆モ粹組の目標はどの国でも達成できる最大公約数的な目標であり、それ以上にそれぞれの国で達成すべき目標を掲げるべきである。数字の達成のために数式を考えるより国

内の現状を見直してほしい。そして、達成不可能なのであればそれを認めて、できることを取捨選択するような原則を記述しても良いと思う。優先順位を付けて実現可能性のある目標を達成していくべきだ。(亙委員)

- ・今後、都道府県や市町村が主体となって防除を実施できることになり、防除が進むことがかなり期待できる。その具体的な成果などが数値目標になり得るのではないか。(中井委員)
- ・50%の数値にこだわる必要性への意見や、現実味がないという意見があるのは分かるが、この高い目標数値がプレッシャーとして機能しているとも言える。目標を達成すべく相当頑張ることで不達成でも現状改善する可能性がある。また、実現可能性のある計画で予算を申請したら少額しかもらえないかもしれないが、高い目標を掲げることで、環境省がそれに相当する予算を取るために動くことが可能となる。環境省は予算取りを頑張ることを表明していただきたい。(五箇委員)
- ・地域単位のところで、地方公共団体と丸めているが、都道府県と市区町村では役割が違う。行動計画見直しのタイミングで法改正の理念を受けて、都道府県については具体的な数値を書き込んでよいのではないか。(片岡委員)

(4) 行動の見直しについて【検討事項】

<資料説明>

資料4-1 新行動計画 第2章 素案

資料4-2 外来種被害防止行動計画 見直しの要点(骨格整理表)

<意見等>

○1. 主要行動：戦略的な外来種対策の計画(対策優先度の設定)

- ・4-5行目：「都道府県は当該都道府県の区域全体に係る外来種対策を推進する主体として」とあるが、市町村と連携してという文言を追加してほしい。(中井委員)
- ・6-7行目：「都道府県は全体計画を立てることが重要」とある。責務規定に計画が義務として書かれていない。しかし、後の部分を見る都道府県の計画作成が当たり前のよう書きぶりだ。重要というだけでやらなくてもよいのか、曖昧なので表現の再考をお願いしたい。(中井委員)
- ・16行目：関係主体～戦略等とあるが、戦略という言葉が重いので、対策方針等の表現にすべきではないか。(中井委員)
- ・17行目：民間について所有地、管理地とあるが、国や都道府県、市町村も公有地がある。公有地での対策に環境部局以外が動いてくれない現状がある。国や都道府県等の管理地についても、盛り込めると望ましい。(中井委員)
- ・30-40行目：侵略的外来種という言葉を使ってほしい。侵略的外来種の対策だとよく分かるように強調する必要がある部分については置き換えていくべきだ。(中井委員)
- ・都道府県も責務規定ができ、既に導入された外来種への対策で手いっぱい状況だ。そのため、一番重要な予防三原則をどう守るかにほとんど手が付けられていない印象だ。

最初に、一番基本的な「入れない」という原則に対して適切な対策をしたうえで、既に侵入した外来種の対策をしていくという流れで書いていただきたい。(池田委員)

○ 2. 主要行動：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）

- ・ 44 行目：外来種予防三原則は今侵入していないものについての原則なので、ここにあるのは座りが悪い。侵入初期や根絶に向けた対策等、ほかにも対策の原則はあるので、侵入予防以外の別の原則を再考いただきたい。また、侵入フェーズベースの取り組みをしなければいけないことをもう少し理解しながら資料を作ることも重要だ。(亘委員)
- ・ 65 行目：侵入経路を特定し、予防策を実施し～とある。具体例にバラスト水などとあるが、もっと多くの非意図的な侵入事例があると思う。付録として、バッドプラクティスもグッドプラクティスも含めて多くの事例を取りあげてほしい。また、事例の中に、輸入種子に非意図的に混入する外来種子の問題を入れてほしい。(亘委員・藤原委員)
- ・ 87 行目：産業管理外来種について、「代替種」という言葉を安易に使用するのは避けるべきだ。代替種の利用は安易に国内外来種をもたらし要因となる。利用手段の改善という文言のみで良い。(五箇委員)
- ・ 101-117 行目：緊急対策外来種と重点対策外来種の分類は、現状では防除の方法が確立しているか否かだ。しかし、緊急対策の方がより深刻性が高く、重点対策はそれほどでもないという、必要性の程度によって分けられていることも圧倒的に多いと思う。また、重点対策外来種であっても、まったく何をすればよいか分からないことはない。分け方については抜本的な見直しが必要である。(中井委員)
- ・ 135 行目：対策成功事例だけでなくバッドプラクティスも挙げるべきだ。特定できないようにする必要があるが、例示するとよい。(亘委員)
- ・ 143-153 行目：環境省の所管法に集中しているが、外来種対策であれば他省庁所管の法令で生物多様性、外来種対策などを扱っているものがあるので、関係するあらゆる法律、代表的な法令等は明記してもよいと思う。特に主流化に向けて、地域産品への経済支援に関する他省庁の法令を活用すること、その中の外来種対策事例の公表、認定基準に外来種対策を記載することも必要だ。(磯崎委員)
- ・ 160-161 行目：このまま読むと、地域の管理方法を連携するみたいに読めてしまうが、そうではなく関係主体の連携であることを記述すべきだ。また、分布の先端地域においてはと限定するのではなく、一般的に連携が必要だと書いた上で、特に分布の先端地域においては重要だという書きぶりに変更すべきだ。(磯崎委員)
- ・ 柱 2 は全体的に違和感がある。防除をする側から考えると、地域に問題の外来種がいるから対策を行おうとした時に、問題の外来種はどのカテゴリか調べて、そのうえで、どんな対策をすればよいか考えることになる。それだと、この行動計画が外来種リストの解説本のような印象を受ける。行動計画としては、外来種対策のあり方・あり様、行動の流れから、それらに該当するリストの掲載種という順序で見せたほうが実行に移しやすいのではないかと。地域では必ずしも掲載種が問題の外来種ではないこともあり、掲載種で縛ると、それぞれの地域での行動の考え方をかえって縛ってしまうこともあるだろう。(片岡委員)

- ・カテゴリごとに対策を分けることに違和感があるのは私も同感だ。外来種とは「外国のもの」という認識が強い。国内由来外来種が、その他の定着予防外来種、産業管理外来種などのおまけのように入っているが、項目として独立させて新しい常識として記述してほしい。(中井委員)
- ・国内由来の外来種の問題は、遺伝的攪乱だけでない。生態系そのもの、種や遺伝子の多様性への影響について分かりやすく書いていただくのが良い。(五箇委員)
- ・産業管理外来種について、適切な管理の下では問題ないが、各地でずさんな管理下から逃げ出したものが問題を起こしている。この言葉はよほど上手に使わないと、いい加減な管理の隠れ蓑(産業管理するだけで対策できるように見える)に利用されてしまう。使い方、書きぶりに注意してほしい。(中井委員)
- ・リストに掲載されていない種が侵入する可能性はある。管轄できないものが入ってくるというのはあらかじめ想定した上で、それに対してどう対応するかという方針だけでも明記してほしい。(池田委員)

○3. 基盤行動：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

- ・167行目：「高度化」という言葉より、深める、深化などの言葉の方が分かりやすいのではないか。(磯崎委員)
 - ・200行目：多くの国民は、外来種がすでに存在する社会に生まれてきているので、なぜ入ってきて、だれに責任があるのかという根本的なところの説明も記述してほしい。(WoW キツネザル委員)
 - ・217行目：展示・飼育施設が新たな外来種の発生源になることもあり、新たな外来種の発生源にならないようにするという視点を入れる必要がある。(亘委員)
 - ・296行目：感染症について、外来種の侵入に付随して寄生虫や病原体が入ってくることを想定している一方で、外来種の侵入が国内において国内にもともとある感染症を増やす要因になることもある。また、人間の感染リスクに外来種が関わっており、既存の外来種対策が人間の感染リスクを下げることになる。農作物被害、生態系被害を避けることに加え、感染症リスクを下げることも外来種対策の目的に加えていただきたい。(亘委員)
- 感染症法自体は媒介する鳥獣類を規制対象にしている、それ以外の生物はカバーされていない。セクトから漏れ出ないように書きぶりには注意いただきたい。(五箇委員)

(5) その他

<意見等>

- ・根絶事例もいくつか出てきているが、広域分布種についてはまだまだ成果が出ていない。それを踏まえて、段階を経てそれぞれ違う戦略も考えていく必要がある。(池田委員)
- ・資料2-2のスケジュールについて、行動計画を作っていく進め方のアイディアとしては、この説明会に誰を呼ぶか、どういう方々と意見交換するかというのが結構重要だと思う。展示施設、教育機関も対象として意見交換会があっても良いだろう。(片岡委員)

- ここで出たご意見は、私から 2 月 28 日のリストの検討会でも共有させていただく。(石井座長)

以上